

# 全国段ボール工業組合連合会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年2月4日

全国段ボール工業組合連合会（全段連）

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月27日～11月7日
- ・ 調査企業：全段連の会員企業（段ボール工業組合）の  
組合員企業129社を対象
- ・ 回答企業：95社（前年度：80社）
- ・ 回答率：73.6%（前年度：62.5%）

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

## 概観

- ✓当連合会の組合員企業（以下、組合員）は129社で、このうち、資本金3億円以下、又は従業員数300人以下の組合員は117社（91%）が該当する。今回の調査に回答した組合員は95社であった。
- ✓中小受託取引適正化に関する法令や取り組みに関する内容は概ね認知されているが、認知度の低い「中小企業者に対する国等の契約の基本方針」等は組合員に周知する必要がある。
- ✓「価格決定方法の適正化」については、経営トップの関与、公表資料を用いる、妥当性の判断、考え方の提示、協議のテーブルにつく、定期的なコミュニケーション等に対応できているが、価格交渉の記録を作成して双方で保管は半数に留まっている。
- ✓「減額要請」については、多くの組合員は要請していなかったが、一部要請を行った組合員においては、十分な協議を行ったうえで適正なコストを負担した。
- ✓「支払い条件」については、直近1年間の支払い条件では現金以外の割合が40%あったが、支払い手段としての約束手形の利用が2026年1月より認められない事は多くの組合員企業で認知されている（98%）。
- ✓2026年1月以降の支払いのサイトについて、その他を選択している組合員が42%存在する。60日超は取適法に抵触する事を踏まえ、啓発活動を行う。
- ✓「知的財産等への対応」については、知的財産を扱う取引を行っている組合員は36%と多くはないが、取引を行っていると回答した組合員で適正な取引のための取組みを「全ての企業に実施」「多くの企業で実施」「一部の企業で実施」と回答した組合員は68%ある。「あまり実施しなかった」「全く実施しなかった」と回答した組合員は32%あり、知的財産の保護や取扱いの適正化への啓発活動が必要と考えられる。
- ✓「働き方改革への対応」については、多くの組合員で発注側の立場においては働き方改革に配慮した発注を行っている（92%）が、受注側の立場では、半数近くの取引先からは配慮されていないと感じられ、適正なコストの負担がされていない。
- ✓「型取引の適正化」については、多くの組合員企業で型取引は存在しており、「型代金の早期支払い」は多くの組合員で行っているが、「書面等による取引の明確化」、「量産終了後の保管費用」、「不要木型の廃棄費用の支払い」は半数以下に留まっている。振興基準に記載されていること、及び取適法に違反する恐れがあることを踏まえ、型の管理等の適正化について周知する必要がある。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

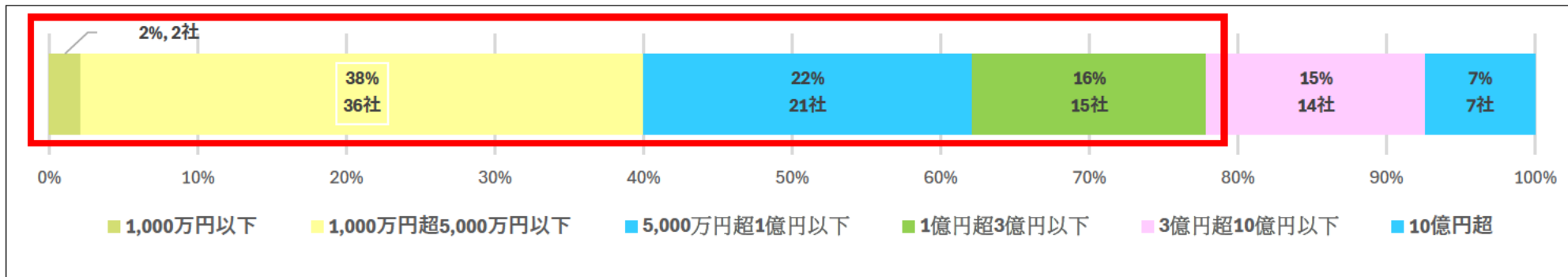
### 基礎情報（1/3）

#### 【分析結果】

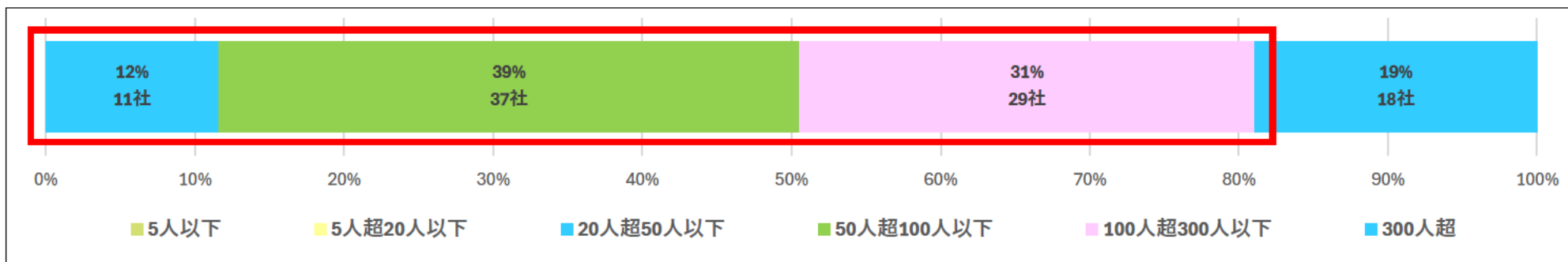
- ・自主行動計画フォローアップ調査（FU調査）に回答した組合員数は95社、そのうち資本金3億円以下は74社（78%）、従業員数300人以下は77社（82%）になっており、中小企業が多い団体である。

#### 【設問と回答】

設問. 貴社の**資本金**をお答えください（貴社単独での資本金額）。【単一回答】 N = 95社



設問. 貴社の**従業員数**をお答えください（貴社単独での従業員数）。【単一回答】 N = 95社



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 基礎情報 (2/3)

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・「1. 下請代金支払遅延等防止法（下請法）」については多くの組合員で認知されているが、「9.中小企業者に関する国等の契約の基本方針」、「8. 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」等、認知されていない法律があった。分析結果を踏まえ啓発活動を行う必要がある。

#### 【設問と回答】

設問. 貴社は、**下請取引適正化に関する以下の法令や取り組み**等について御存知ですか。【複数回答可】 N=95社

項目		
1 下請代金支払遅延等防止法（下請法）	92社	92社
2 下請中小企業振興法（振興基準）	68社	68社
3 業界毎の下請ガイドライン	62社	62社
4 業界団体の自主行動計画	74社	74社
5 価格交渉促進月間（3月・9月）	75社	75社
6 パートナーシップ構築宣言	82社	82社
7 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費指針）	77社	77社
8 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）	59社	59社
9 中小企業者に関する国等の契約の基本方針	43社	43社

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

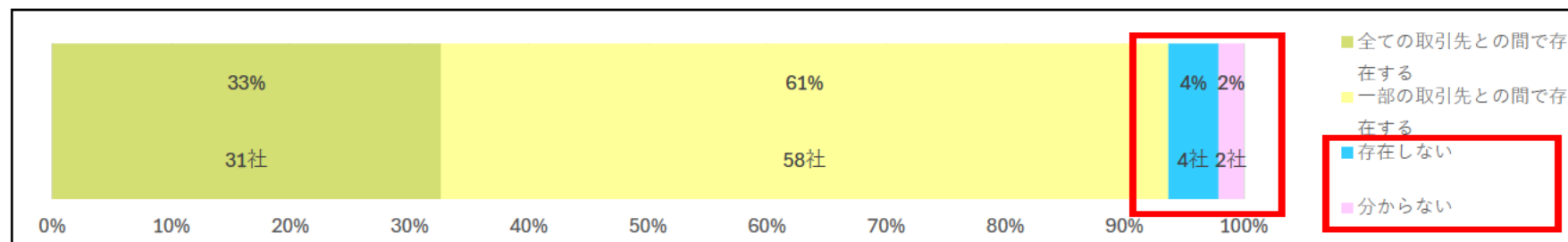
### 基礎情報 (3/3)

#### 【分析結果・今後の課題】

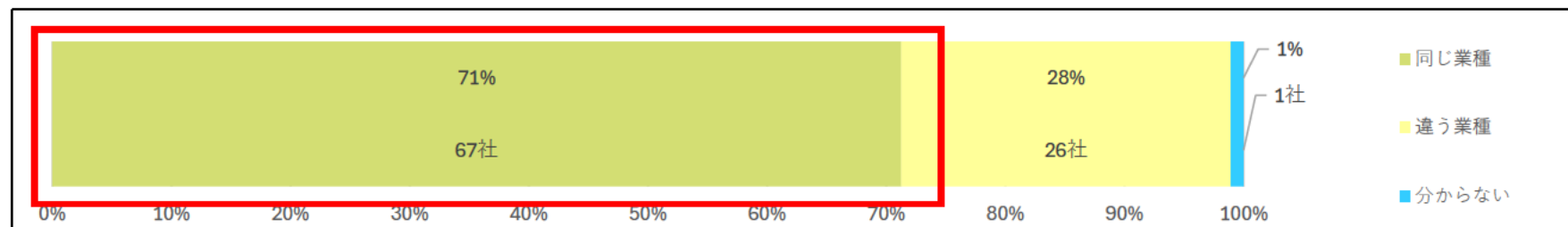
- ・取引に係る契約書の書面は多くの組合員（94%）で存在するが、「存在しない」や「わからない」が少数ながら存在する（合計6社：6%）ことは、取適法の対象となる取引の場合、違反となることを周知し、書面での契約を促す必要がある。
- ・「一部の取引先との間で契約書がある」の回答が61%ある調査結果を踏まえ、全ての取引先との契約締結を促すように啓発活動を行う必要がある。
- ・最も取引金額が大きい仕入先は同じ業種が多数（71%）を占めている。

#### 【設問と回答】

設問2. 仕入先（発注先）との取引に係る内容（納期、支払条件、仕様等）に**契約書等の書面は存在**しますか。【単一回答】 N=95社



設問3. 取引金額が最も大きい仕入先（発注先）は、**貴社と同じ業種**ですか。【単一回答】 N=94社



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ① 価格決定方法 (1/4)

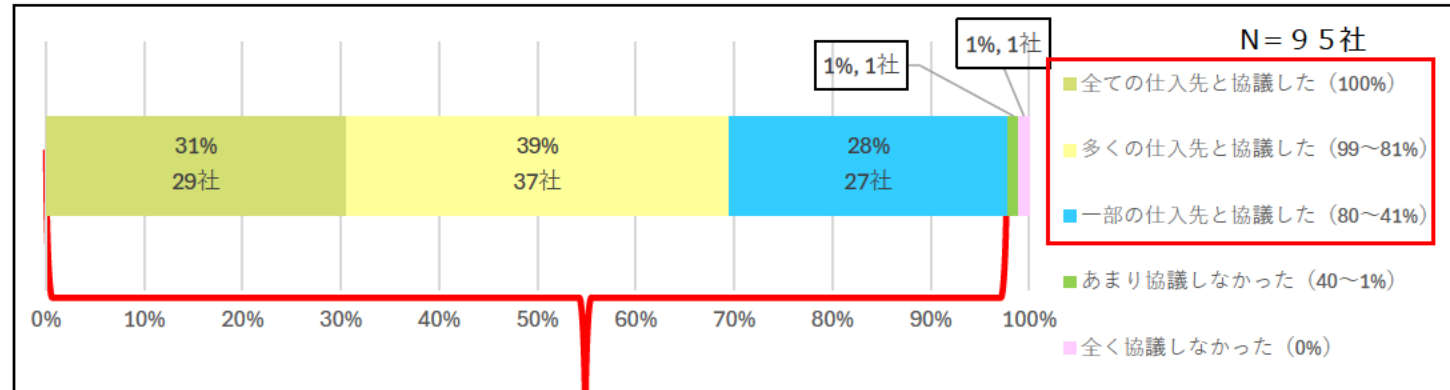
#### 【分析結果・今後の課題】

- ・単価改定の協議に関しては多く（98%）の組合員にて実施されているが、協議の申し入れは「組合員から」と「双方から」を合わせて37%（双方30%+貴社7%）と過半数に達していない。

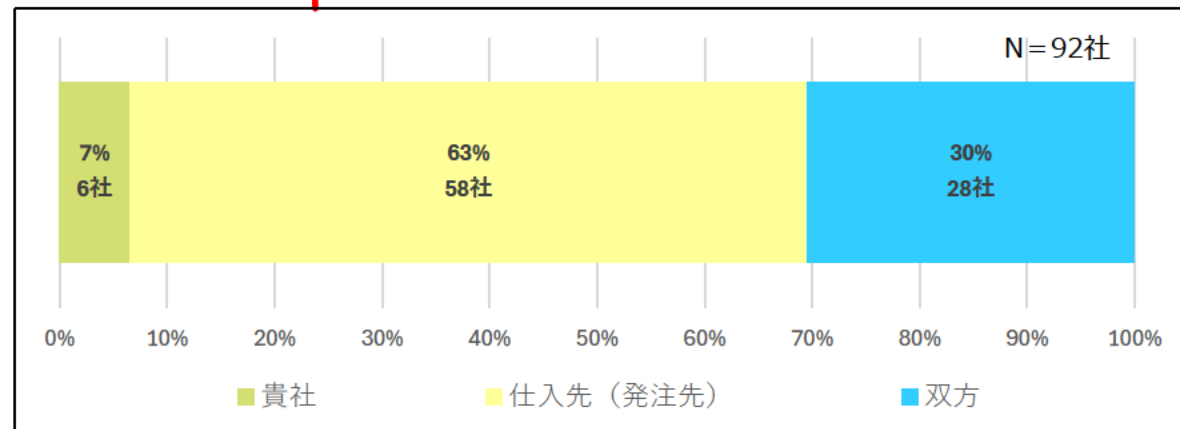
分析結果を通じ、自社側からも単価改定に関する協議の場を積極的に設けるように啓発活動を行う。

#### 【設問と回答】

設問4.  
貴社とBtoB取引のある**中小企業**との取引を念頭にお答えください。  
2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入先（発注先）との**協議の実施状況**についてお答えください。 【単一回答】



設問5. 設問4. で「全ての仕入先と協議した (100%)」「多くの仕入先と協議した (99~81%)」「一部の仕入先と協議した (80~41%)」と回答した方にお伺いします。**単価の決定・改定の協議について、貴社と仕入先（発注先）のどちらから申し入れ**を行う場合が多かったですか。 【単一回答】



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ①価格決定方法 (2/4)

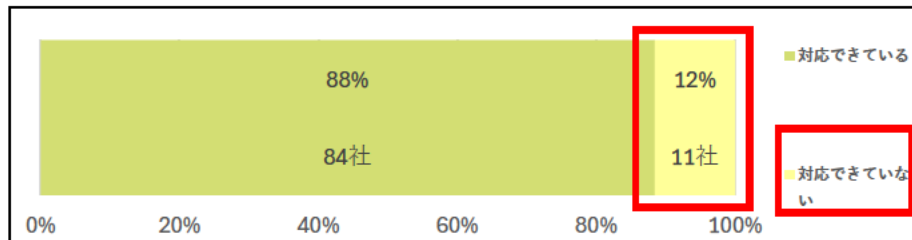
#### 【分析結果・今後の課題】

- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関して、「①経営トップの関与」、「③公表資料を用いる」、「④妥当性で判断する」、「⑥労務費上昇分の考え方を提示する」では、概ね（79%～93%）実行できているが、各項目で少数（7%～21%）ながら対応できていない組合員がいる事を踏まえ改善することを促す必要がある。

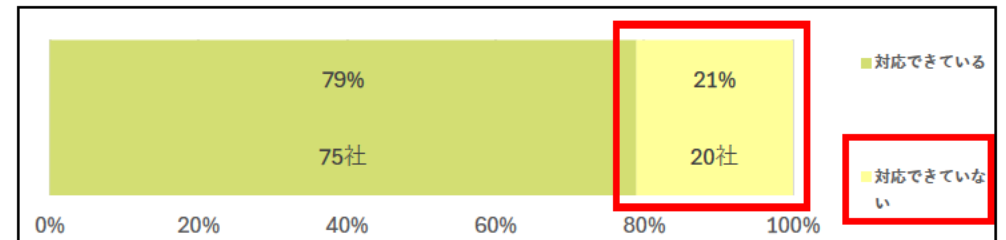
【設問と回答】 設問6. 貴社とBtoB取引のある**中小企業との取引**を念頭にお答えください。直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」に記載される**各項目をどの程度遵守**出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】

N = 95社

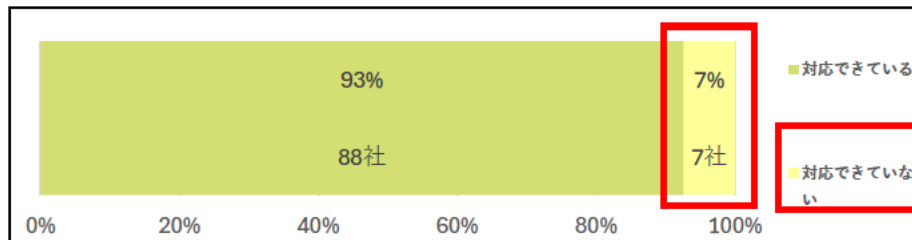
設問6-①. 労務費の価格交渉について**経営トップが関与**している



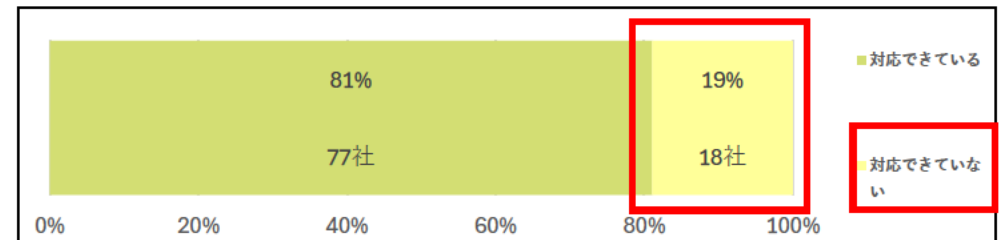
設問6-③. 仕入先（発注先）に労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合は、**公表資料を用いる**よう依頼する



設問6-④. サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、**要請額の妥当性を判断**する



設問6-⑥. 必要に応じて仕入先（発注先）に労務費上昇分の**価格転嫁に関する考え方**を提示する



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

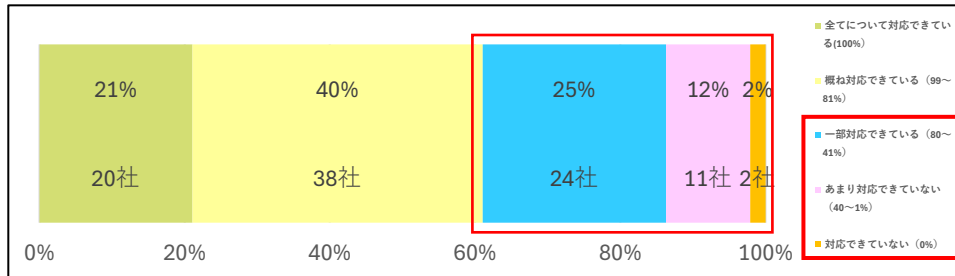
### 重点課題に対する取組 ①価格決定方法 (3/4)

#### 【分析結果・今後の課題】

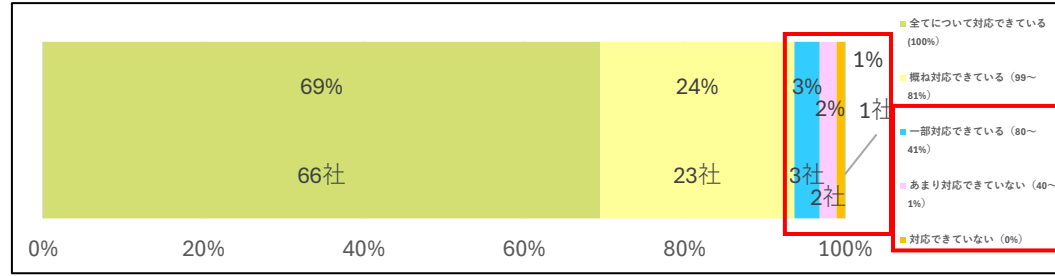
- 「⑤取引価格の引き上げを求められた場合に協議のテーブルにつく」、「⑦定期的なコミュニケーションをとる」では、「全て対応」、「概ね出来ている」が84%~93%で概ね対応できているが、少数ながら「一部対応」、「あまり対応できず」、「未対応」がある。
- 「②定期的に協議の場を設けている」、「⑧価格交渉の記録を作成、双方で保管」は、「全て対応」、「概ね出来ている」が50%~61%に留まっており、改善を促す必要がある。

設問6. 貴社とBtoB取引のある**中小企業との取引**を念頭にお答えください。直近1年間の各仕入先（発注先）との取引について、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」に記載される**各項目をどの程度遵守**出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】 N = 95社

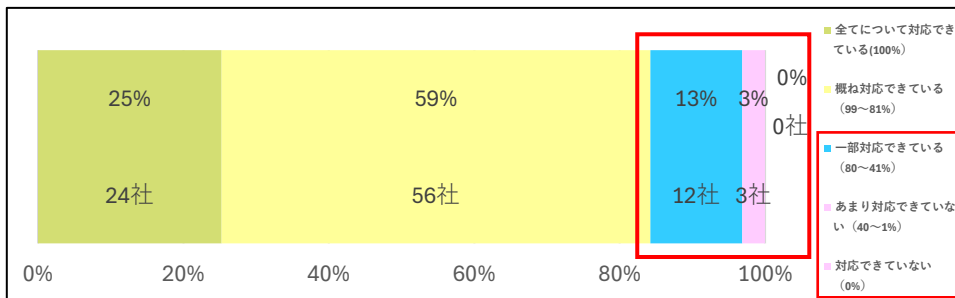
設問6-②. 仕入先（発注先）と定期的に労務費の価格転嫁について協議の場を設けている



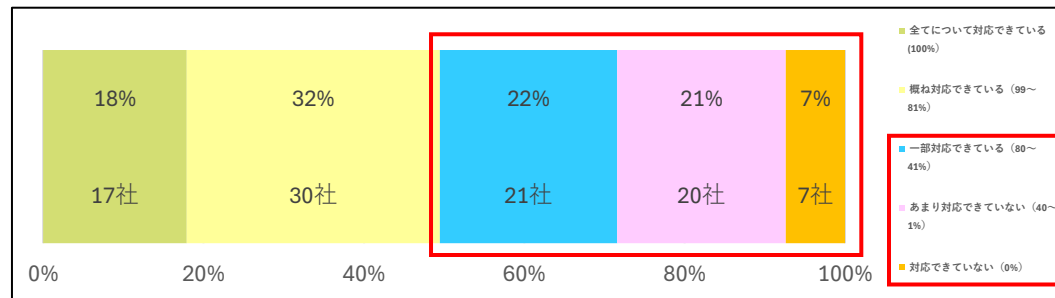
設問6-⑤. 仕入先（発注先）から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合、協議のテーブルにつく



設問6-⑦. 定期的に仕入先（発注先）とコミュニケーションをとる



設問6-⑧. 価格交渉の記録を作成し、貴社と仕入先（発注先）の双方で保管する



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

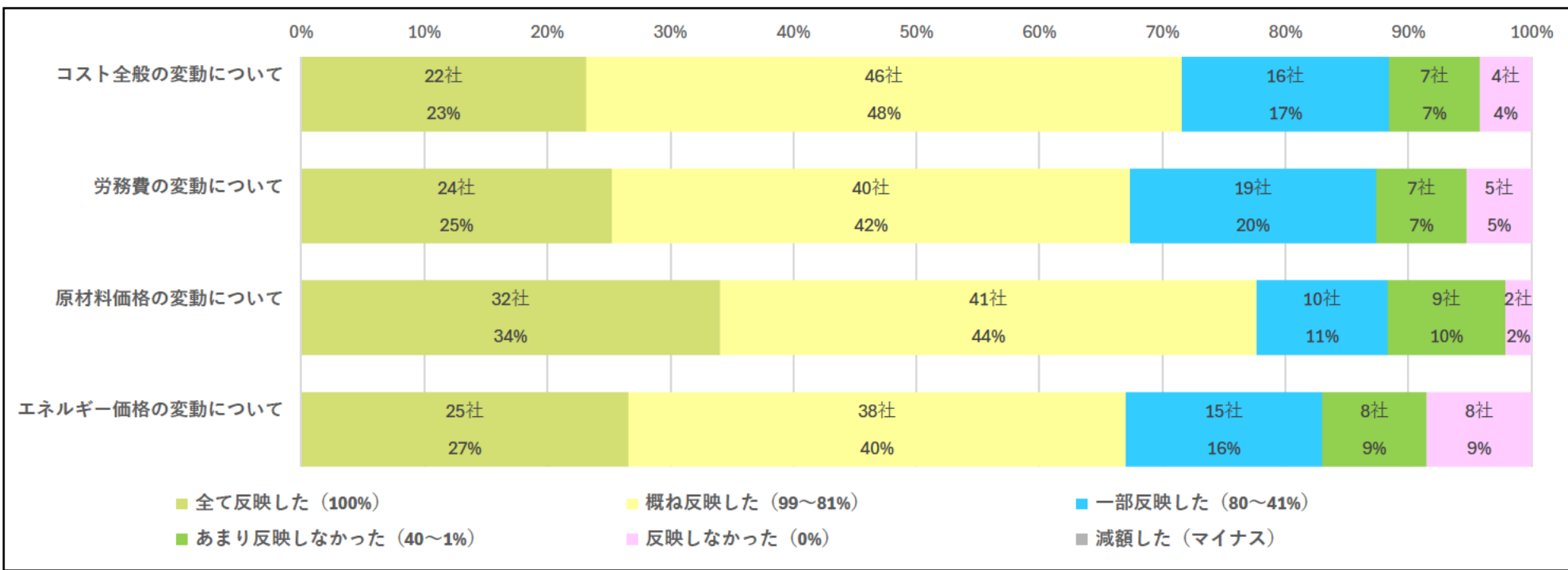
### 重点課題に対する取組 ① 価格決定方法 (4/4)

#### 【分析結果・今後の課題】

- 全項目で「全て反映した (100%)」、「概ね反映した (99~81%)」、「一部反映した (80~41%)」で多数を占めたが、少数ながら、「あまり反映しなかった (40%~1%)」、「反映しなかった (0%)」の回答があった。分析結果を基に啓発活動を行う必要がある。

#### 【設問と回答】

設問7. 直近1年間で**取引金額が最も大きい仕入先** (発注先) との取引について、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先 (発注先) の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。【各項目単一回答】 N-95社



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ①価格決定方法

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 段ボールセミナー（毎年開催）を活用し、FU調査結果の報告、法令の周知を行う。
- ・ 全段連理事会でFU調査結果を報告し、経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 地区段工の理事会でFU調査結果を報告し、全段連理事会メンバー以外の全ての経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 全段連名で組合員企業向けの周知文書を発行し、担当者レベルでの現状認識、法令遵守を図る。
- ・ 全段連の会員用ホームページに調査結果を掲載し、現状認識を促す。
- ・ 地区段工の理事長発信文書（年頭所感など）に取適法遵守の文言を入れる。
- ・ 定期的に法令に関するアンケートを実施し、結果とともに問題点を周知して改善を促す。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ②減額要請 (1/2)

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・多くの組合員（91%、86社）が減額要請を行わなかった。
- ・減額要請を行った9%（9社）は別な形で適正なコスト負担を負ったり、十分な協議を行い減額要請を行った。

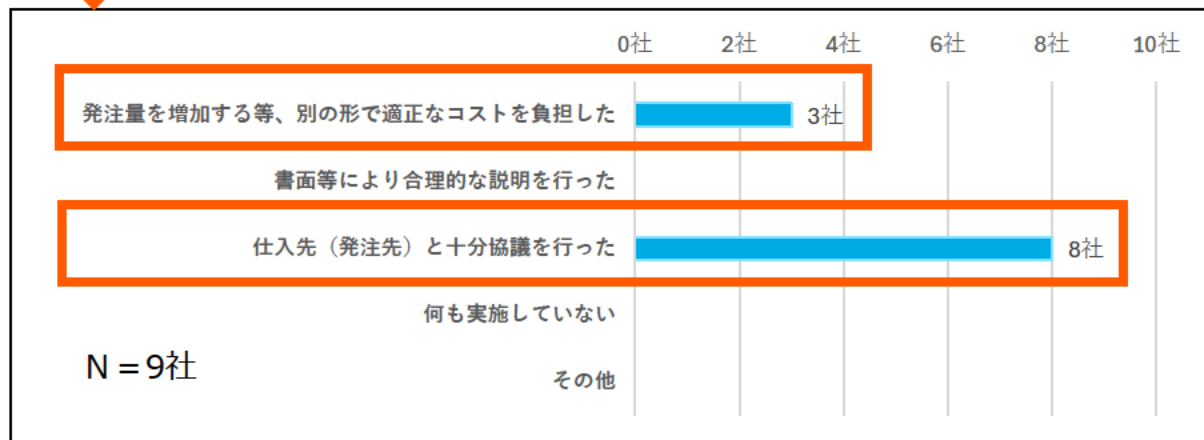
#### 【設問と回答】

設問8. 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引かれた若しくは支払代金の割り戻しを要請した。【単一回答】



設問9. 設問8. で「1: 減額要請したことがある」と回答した方にお伺いします。歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。

【複数回答可】



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ②減額要請（発注側・受注側）（2/2）

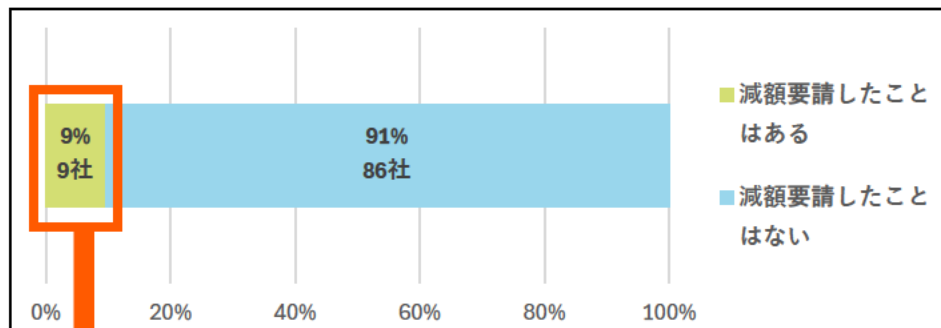
#### 【分析結果・今後の課題】

- ・減額要請については、発注側の立場では9%（9社）が減額要請を行ったが、受注側の立場では29%（27社）が減額要請をされた。
- ・発注側で減額要請を行った9%（9社）は別な形で適正なコスト負担、又は十分な協議を行ったうえで要請した。
- ・受注側の立場で販売先に対しては、取適法違反になる恐れがあることを伝える必要がある。

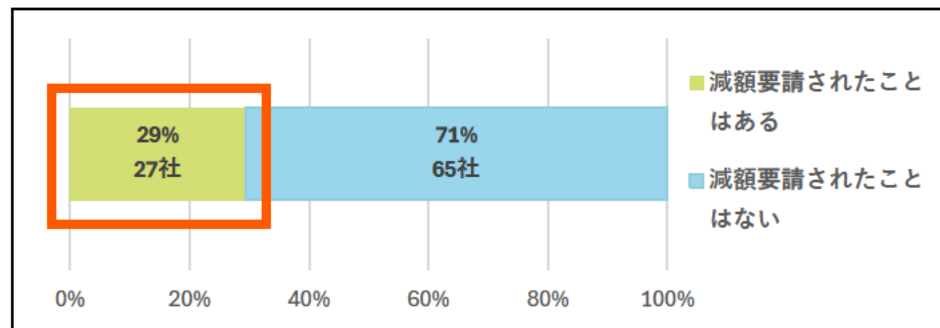
#### 【設問と回答】

設問8. 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリポート等により、発注時に定めた代金から差し引かれた若しくは支払代金の割り戻しを要請した（受注者側では、「要請された」）ことはありますか。【単一回答】

【発注側】 N = 95社

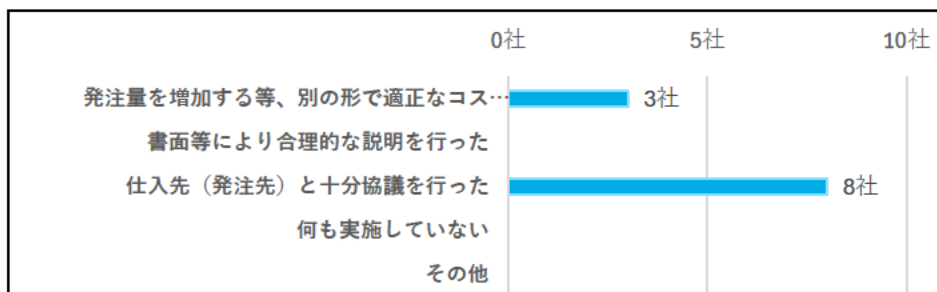


【受注側】（全段連追加設問） N = 92社



設問9. 設問8. で「1: 減額要請したことがある」と回答した方にお伺いします。歩引きやリポート等の減額要請を行うにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。

【複数回答可】 N = 9社



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ②減額要請

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 段ボールセミナー（毎年開催）を活用し、FU調査結果の報告、法令の周知を行う。
- ・ 全段連理事会でFU調査結果を報告し、経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 地区段工の理事会でFU調査結果を報告し、全段連理事会メンバー以外の全ての経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 全段連名で組合員企業向けの周知文書を発行し、担当者レベルでの現状認識、法令遵守を図る。
- ・ 全段連の会員用ホームページに調査結果を掲載し、現状認識を促す。
- ・ 地区段工の理事長発信文書（年頭所感など）に取適法遵守の文言を入れる。
- ・ 定期的に法令に関するアンケートを実施し、結果とともに問題点を周知して改善を促す。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

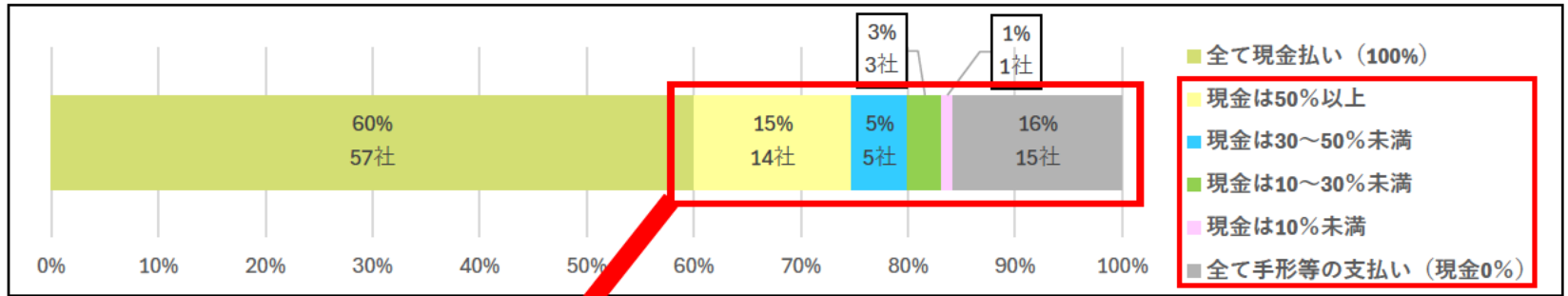
### 重点課題に対する取組 ③支払条件 (1/3)

#### 【分析結果・今後の課題】

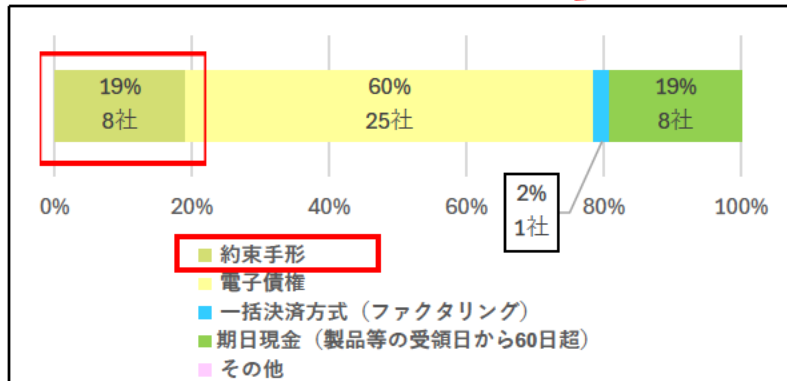
- ・最も取引金額が大きい仕入れ先との支払い条件は現金以外は40%で、少数ながら約束手形がある(19%)。
- ・約束手形、電子債権、一括決済方式利用で、手形等のサイトは60日超が多数(65%)を占めている。

#### 【設問と回答】

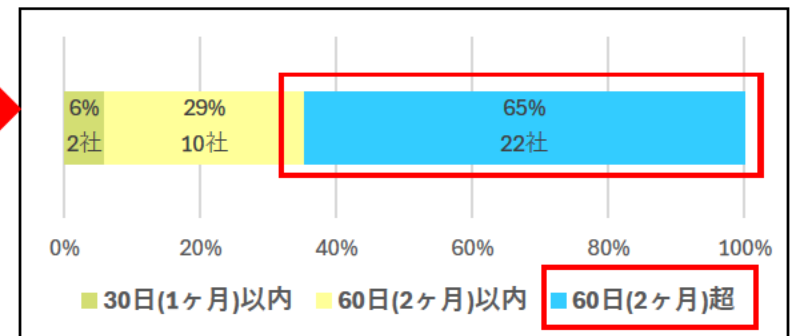
設問10. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、現金払い(製品等の受領日から60日以内の現金払)の割合をお答えください。【単一回答】  
N=95社



設問11. 設問10.で「1:全て現金払い」以外を回答した方にお伺いします。現金以外の支払いで最も多い支払い手段をお答えください。【単一回答】  
N=42社



設問12. 設問11.で「1:約束手形」「2:電子債権」または「3:一括決済方式(ファクタリング)」と回答した方にお伺いします。取引代金を手形等(約束手形・電子債権・一括決済方式(ファクタリング)のいずれか)で支払っている場合\*、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】  
N=34社



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

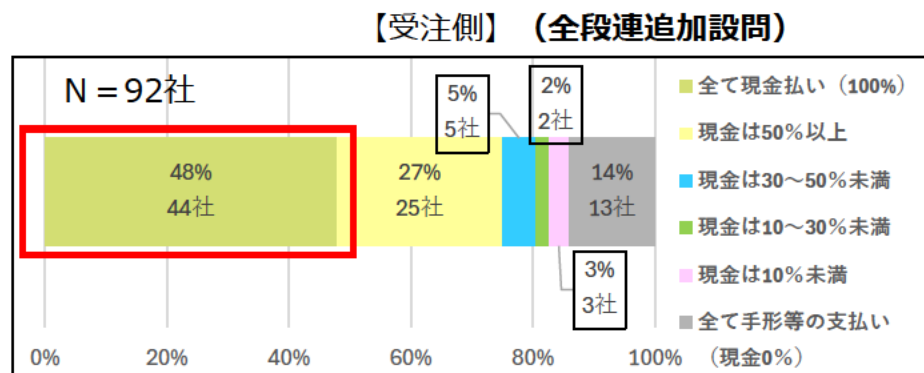
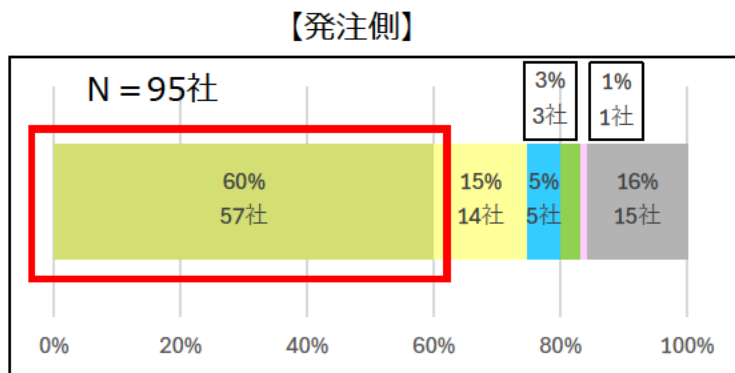
### 重点課題に対する取組 ③ 支払条件（発注側・受注側）（2/3）

【分析結果・今後の課題】

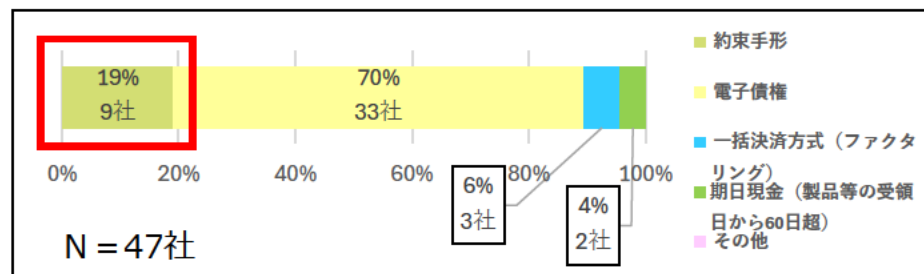
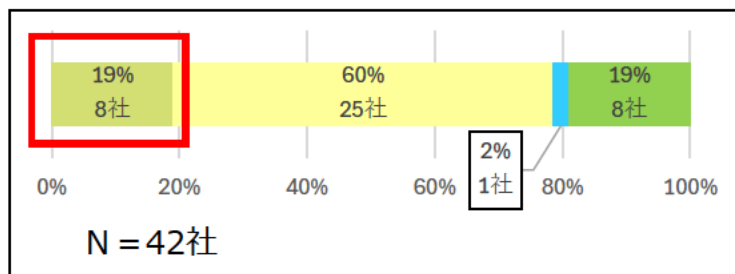
- ・ 支払い条件は発注側も受注側も大きく変わらないが、手形等のサイト60日超の割合が発注側、受注側共に多い事は、中小企業が多い団体としては、販売先に取適法違反となる恐れがあることを伝える必要がある。

【設問と回答】

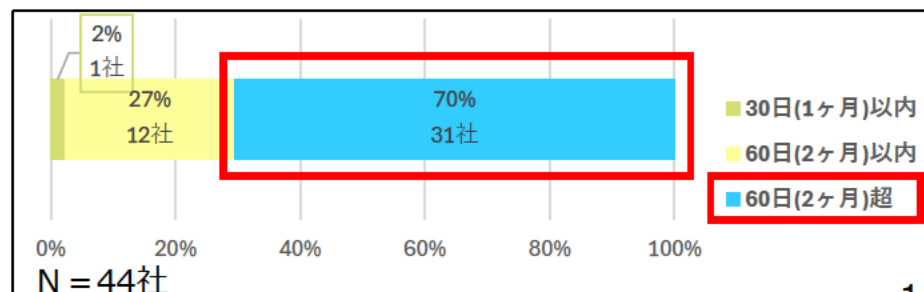
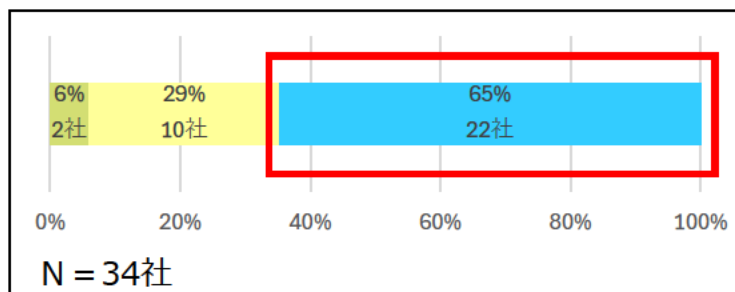
**設問10.** 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）の割合をお答えください。【単一回答】



**設問11.** 設問10.で「1: 全て現金払い」以外を回答した方にお伺いします。現金以外の支払いで最も多い支払い手段をお答えください。【単一回答】



**設問12.** 設問11.で「1: 約束手形」「2: 電子債権」または「3: 一括決済方式（ファクタリング）」と回答した方にお伺いします。取引代金を手形等（約束手形・電子債権・一括決済方式（ファクタリング）のいずれか）で支払っている場合\*、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】



# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ③ 支払条件 (3/3)

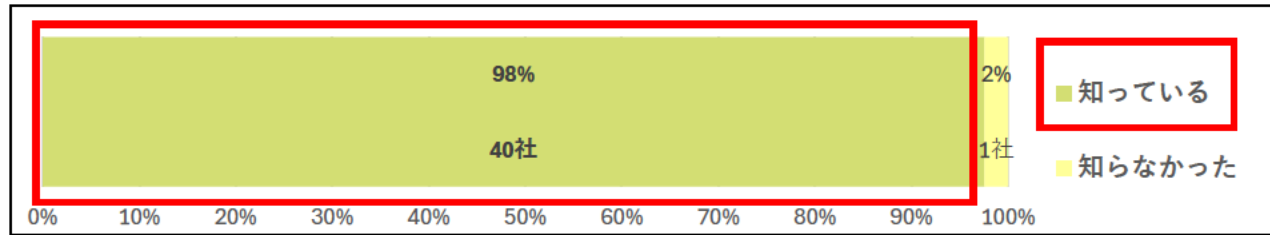
### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 取適法（2026年1月1日施行）対象取引では手形払いが認められないことは、多くの組合員で周知されている。
- ・ 2026年1月1日以降の支払い方法については、「発注側」も「受注側」も大きく変わらなかったが、手形等のサイトについては、「その他（60日超）」の回答が42%あるので、取適法違反になることを周知する必要がある。

### 【設問と回答】

設問13. 設問10で「全て現金払い」以外を答えた方にお伺いします。**2026年1月1日以降に、支払手段として約束手形の利用が認められない事を御存知ですか。**

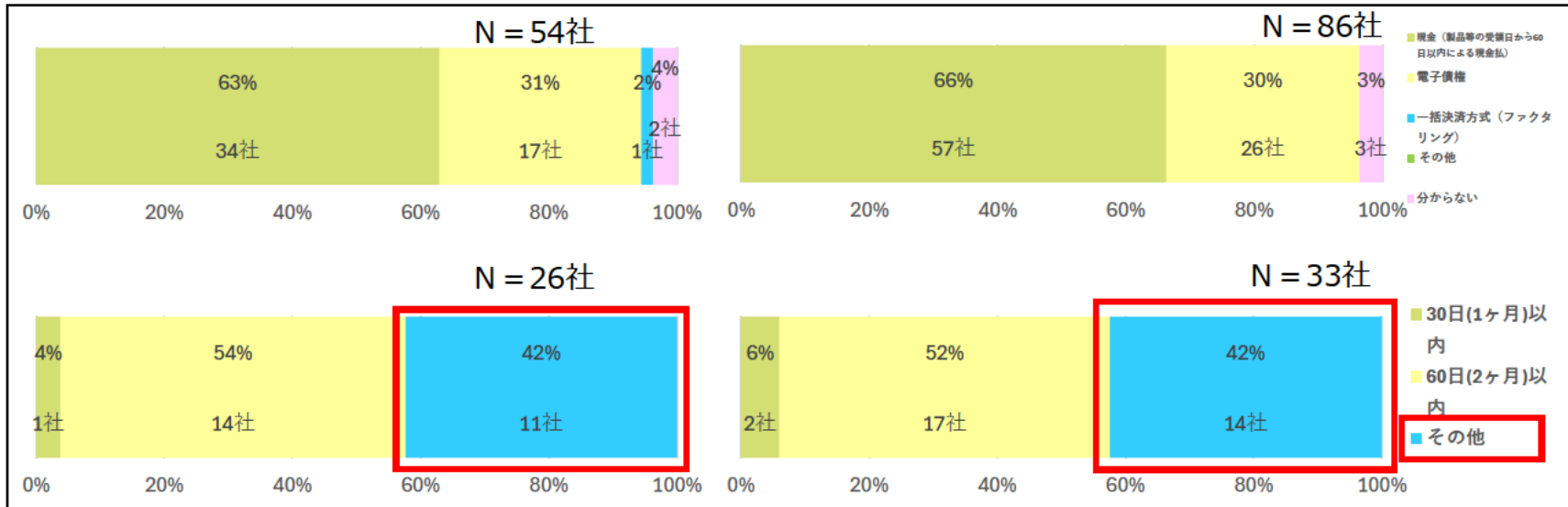
【単一回答】 N=41社



設問14. **2026年1月1日以降に受注する取引の代金の支払いについて、最も多いと考えられる支払方法をお答えください。**【単一回答】

#### 【発注側】

#### 【受注側】（全段連追加設問）



設問15. 設問14で「1: 現金 (期日現金 (製品等の受領日から60日以内の現金払))」以外を回答した方にお伺いします。取引代金を手形等 (約束手形・電子債権・一括決済方式 (ファクタリング) のいずれか) で受け取る場合\*、**手形等のサイト**はどれくらいと考えられますか。【単一回答】

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ③支払い条件

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 段ボールセミナー（毎年開催）を活用し、FU調査結果の報告、法令の周知を行う。
- ・ 全段連理事会でFU調査結果を報告し、経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 地区段工の理事会でFU調査結果を報告し、全段連理事会メンバー以外の全ての経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 全段連名で組合員企業向けの周知文書を発行し、担当者レベルでの現状認識、法令遵守を図る。
- ・ 全段連の会員用ホームページに調査結果を掲載し、現状認識を促す。
- ・ 地区段工の理事長発信文書（年頭所感など）に取適法遵守の文言を入れる。
- ・ 定期的に法令に関するアンケートを実施し、結果とともに問題点を周知して改善を促す。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

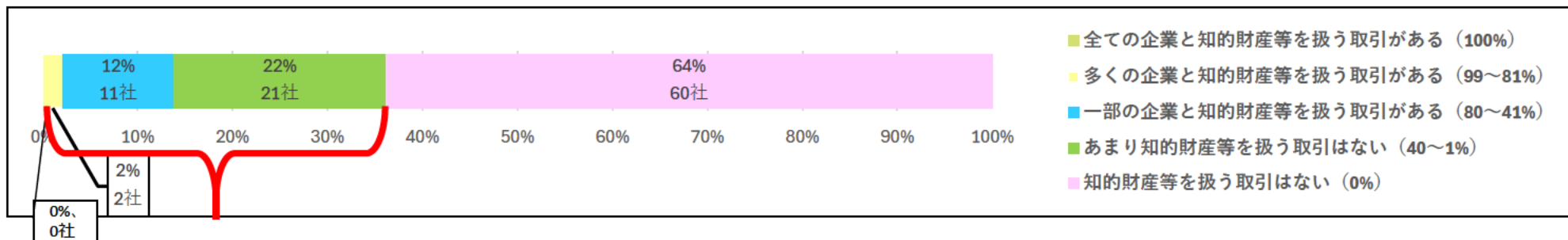
### 重点課題に対する取組 ④知財取引（1/1現行）

#### 【分析結果・今後の課題】

- ・組合員の内、知的財産等を扱う取引が無い割合は64%（60社）であり、知財取引が少ない業界である。
- ・知的財産を扱う取引がある組合員34社のうち、11社（35%）では適正な取引を実現する取組を行っていない。
- ・自主行動計画に則り、知的財産の保護や正当な対価の支払いを行うなど適正な知的財産の取扱いについて啓発活動を行っていく。

#### 【設問と回答】

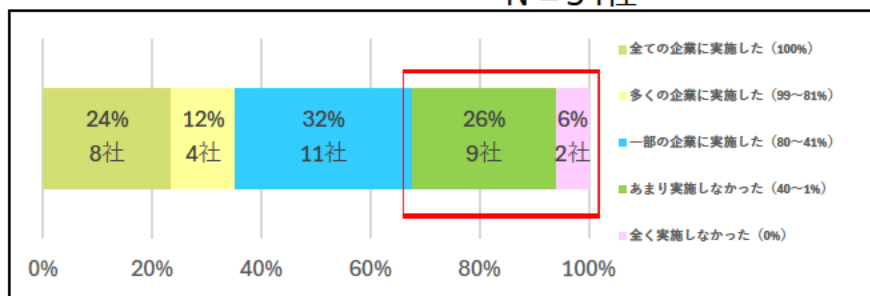
設問16. 貴社の取引先企業のうち、何割程度の企業と知的財産等を扱う取引があるかお答えください。【単一回答】 N=94社



設問17. 設問16で、知的財産等を扱う取引がある（選択肢1～4）と回答した方にお伺いします。直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施した取引先企業の割合をお答えください。

【単一回答】

N = 34社



設問18. 設問16で知的財産等を扱う取引があると回答した方にお伺いします。具体的にどのような取組を行っているかお答えください。【複数回答可】

N = 94社

項目	社数
1 双務的な秘密保持契約を締結している	21社
2 契約の締結に当たって、仕入先(発注先)と明示的に内容の協議を行っている	21社
3 秘密保持契約を締結する前は、仕入先(発注先)が有する営業上の秘密を知り得る行為をしない	15社
4 取引に必要な範囲を超えて仕入先(発注先)が有するノウハウや技術情報の提供を求めないように留意している	16社
5 工場監査・品質保証の際には、事前にその箇所を明示し、その目的を達成するために必要な範囲の確認にとどめている	12社
6 仕入先(発注先)と共同で開発した発明等の権利の帰属について、明示的に協議の上決定している	13社
7 知的財産に対しては適切に対価を支払っている	14社
8 知的財産権に関する紛争の責任や、権利侵害調査の負担について、明示的に協議の上決定している。	12社
9 その他	1社

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ④知財取引

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 段ボールセミナー（毎年開催）を活用し、FU調査結果の報告、法令の周知を行う。
- ・ 全段連理事会でFU調査結果を報告し、経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 地区段工の理事会でFU調査結果を報告し、全段連理事会メンバー以外の全ての経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 全段連名で組合員企業向けの周知文書を発行し、担当者レベルでの現状認識、法令遵守を図る。
- ・ 全段連の会員用ホームページに調査結果を掲載し、現状認識を促す。
- ・ 地区段工の理事長発信文書（年頭所感など）に取適法遵守の文言を入れる。
- ・ 定期的に法令に関するアンケートを実施し、結果とともに問題点を周知して改善を促す。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

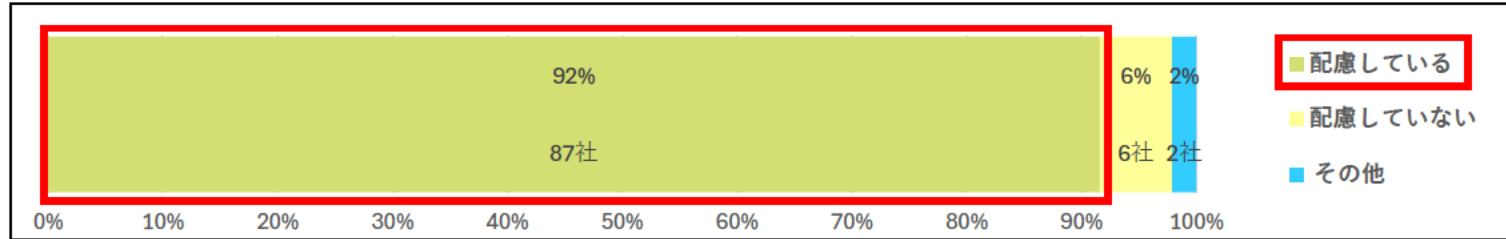
## 重点課題に対する取組 ⑤働き方改革（1/2）

### 【分析結果・今後の課題】

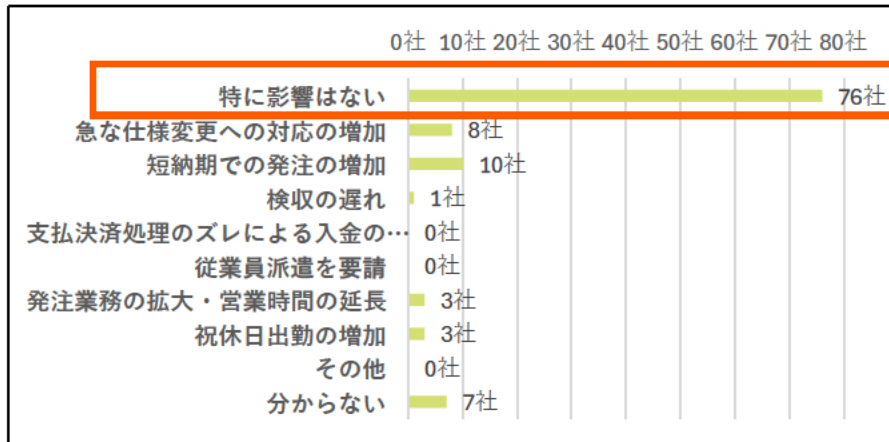
- ・組合員の多くは仕入先に対し、働き方に配慮した発注を行っている（92%）
- ・段ボール業界では、納期変更や数量変更が頻繁に行われるためコストを転嫁するという意識が少ない。このため、働き方改革の結果が影響する可能性については、「特に影響ない」という回答が多いと思われ、これに対するコスト負担の意識も少ないと思われる。
- ・自主行動計画に則り、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行った場合には協議の上、適正なコストの負担をするように啓発活動を行う。

### 【設問と回答】

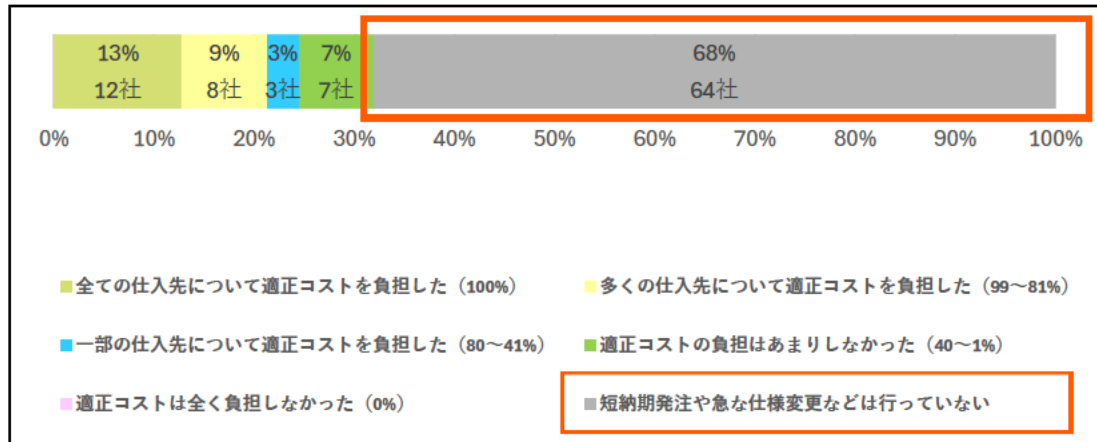
設問20. 貴社が仕入先（発注先）に発注を行う際、仕入先（発注先）の働き方に配慮した発注を行っているかお答えください。  
【単一回答】 N=95社



設問21. 貴社が行った働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対し影響が生じる可能性がある項目についてお答えください。  
【複数回答可】 N=95社



設問22. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。  
【単一回答】 N=94社



# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ⑤働き方改革（発注側・受注側）（2/2）

【分析結果・今後の課題】

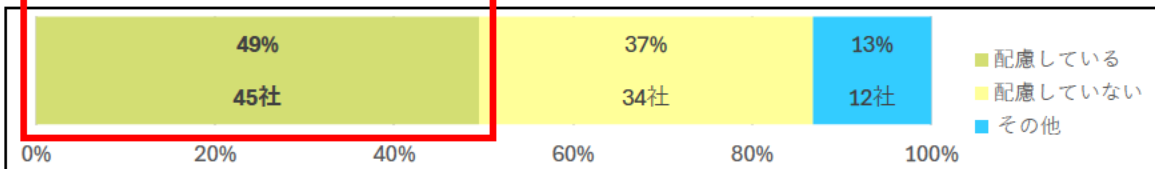
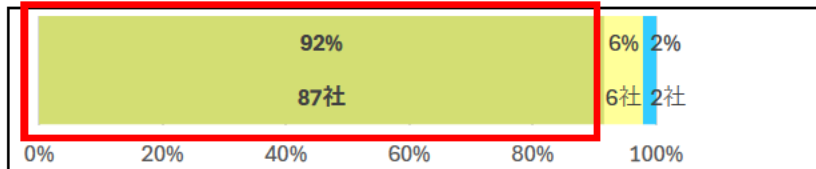
- ・組合員の多くは仕入先に対し、働き方に配慮した発注を行っているが、受注側の立場では、配慮されていないと思われる割合が高かった。  
（発注側：92%が配慮している、受注側：49%が配慮されている）
- ・働き方に配慮した対応による適正なコスト負担については、発注側と受注側では、「あまり負担してもらえなかった」、「全く負担してもらえなかった」の割合が大きく異なった。（発注側：7%、受注側42%）

【設問と回答】

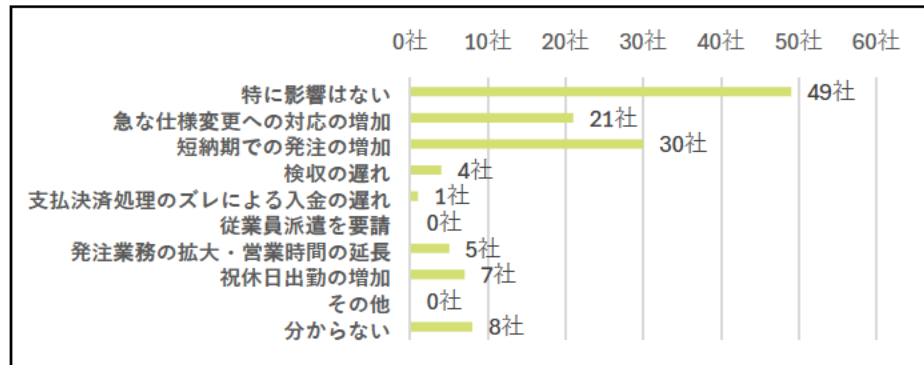
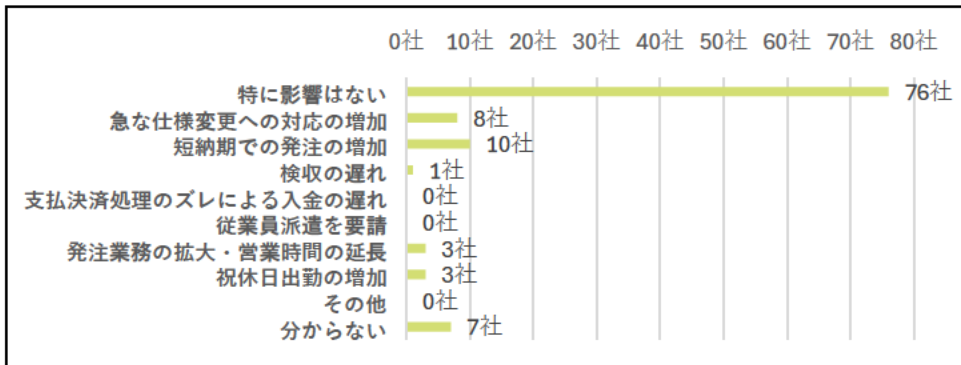
【発注側】

【受注側】（全段連追加設問）

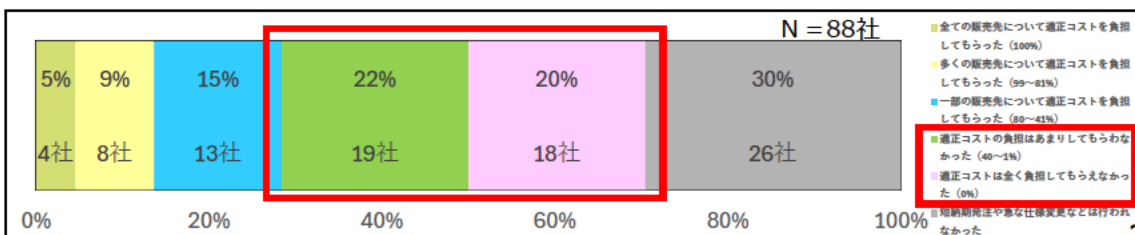
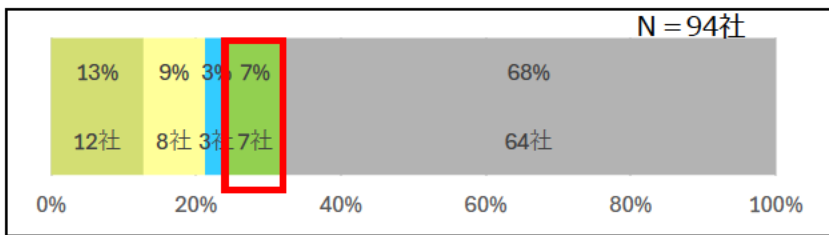
設問20. 貴社が仕入先（発注先）に発注を行う際、仕入先（発注先）の働き方に配慮した発注を行っているかお答えください。【単一回答】 発注側N=95社、受注側N=91社



設問21. 貴社が行った働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対し影響が生じる可能性がある項目についてお答えください。【複数回答可】 N=95社



設問22. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。【単一回答】



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑤働き方改革

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 段ボールセミナー（毎年開催）を活用し、FU調査結果の報告、法令の周知を行う。
- ・ 全段連理事会でFU調査結果を報告し、経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 地区段工の理事会でFU調査結果を報告し、全段連理事会メンバー以外の全ての経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 全段連名で組合員企業向けの周知文書を発行し、担当者レベルでの現状認識、法令遵守を図る。
- ・ 全段連の会員用ホームページに調査結果を掲載し、現状認識を促す。
- ・ 地区段工の理事長発信文書（年頭所感など）に取適法遵守の文言を入れる。
- ・ 定期的に法令に関するアンケートを実施し、結果とともに問題点を周知して改善を促す。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

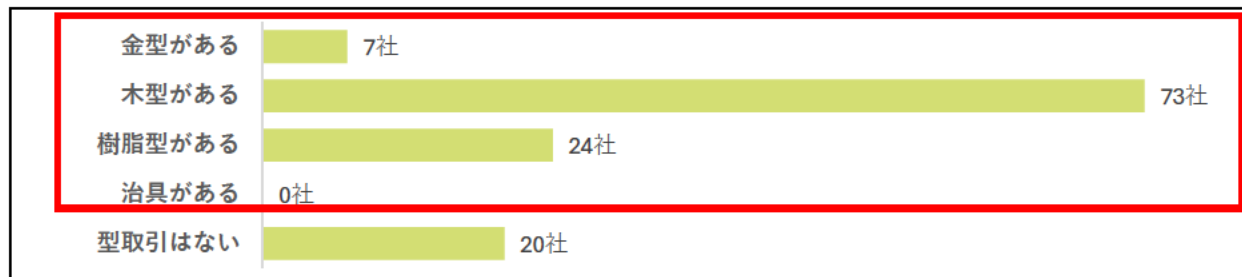
### 重点課題に対する取組 ⑥型取引（1/3）

#### 【分析結果・今後の課題】

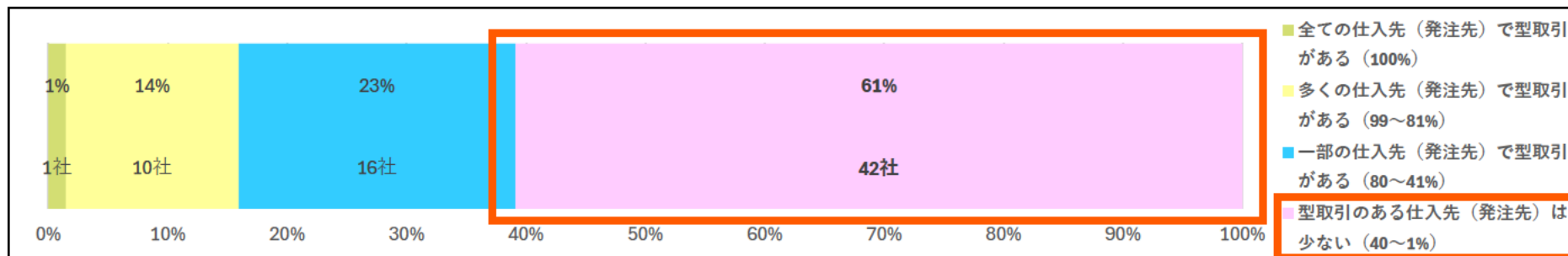
- 多くの組合員で仕入先との型取引があるが、型取引のある仕入れ先の割合については「少ない（40～1%）」と回答した組合員が61%。
- 段ボール産業の仕入先は主に資材（原紙、インキ、薬品等）、半製品（仕切り、手加工品等）の為、型取引は半製品等の作成用だと思われる。

#### 【設問と回答】

設問23. 仕入先（発注先）との取引における型取引の状況（有無）についてお答えください。【複数回答可】 N=95社



設問24. 設問23で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。型取引のある仕入先（発注先）の数は、どの程度ですか。【単一回答】 N=69社



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑥型取引 (2/3)

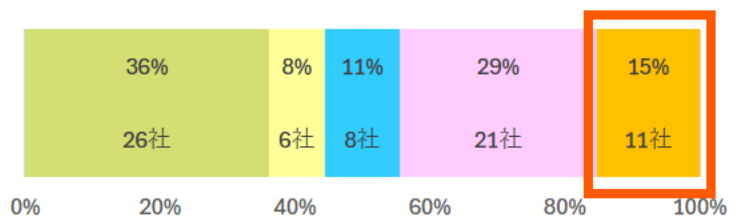
#### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 型取引のある組合員で、「②型代金又は型製作費の早期の支払い」は多くの組合員で実施されている（73%）が、「①書面等による取引条件の明確化」、「③量産終了後の型の保管費用の支払い」、「④不要な型の廃棄費用の支払い」については、一定数で「実施していない」組合員があるので、型の管理等の適正化について周知啓発する必要がある。
- ・ TFP（生産性向上委員会）で版型アンケートを継続的に行い、現状確認・対策を講じる事を行う必要がある。

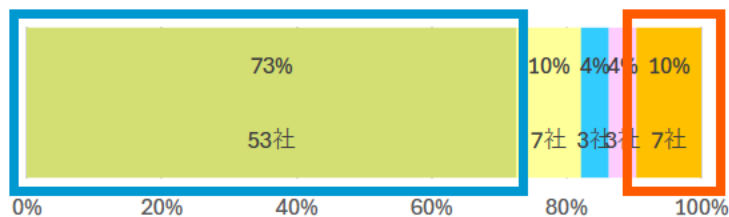
#### 【設問と回答】

設問25～28. 設問23で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。【各項目単一回答】 N=95社

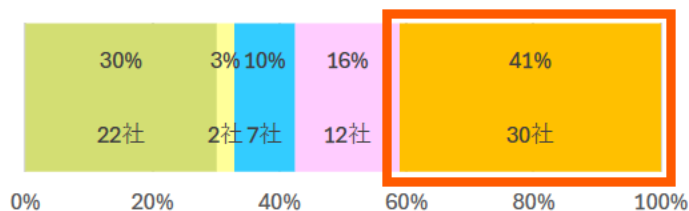
設問25. ①書面等による取引条件の**明確化** N = 72社



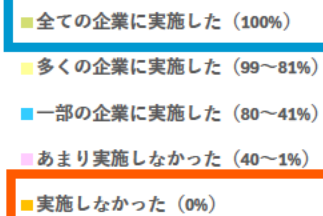
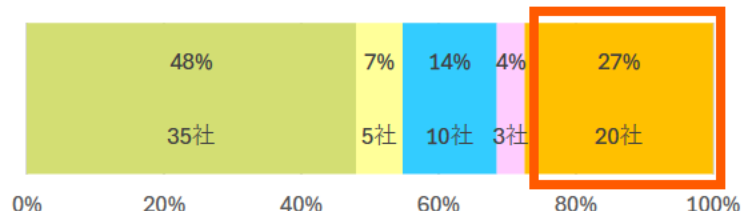
設問26. ②型代金又は型製作費の**早期の支払い** N = 73社



設問27. ③量産終了後の型の**保管費用**の支払い N = 73社



設問28. ④不要な型の**廃棄費用**の支払い N = 73社



# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ⑥型取引（発注側・受注側）（3/3）

### 【分析結果・今後の課題】

- 「量産終了後の型の保管費用の支払い」については、発注側も受注側も「あまり実施されなかった」「実施されなかった」の合計が半数近くを占めた。振興基準に記載されていること、及び取適法違反になる恐れがあることを啓発していく必要がある。
- 「不要な型の廃棄費用の支払い」については、発注側と受注側で差異が見られた。発注側としては、半数以上（69%）で支払ったが、受注側では、31%と少数に留まった。

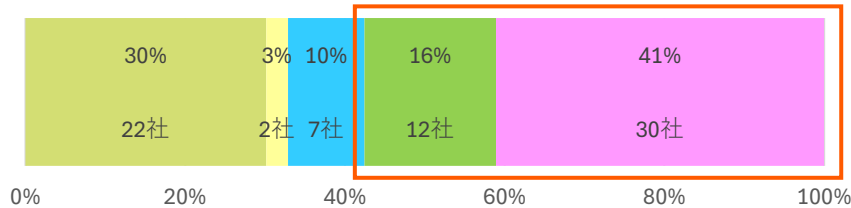
### 【設問と回答】

設問25～28. 設問23で「5: 型取引はない」以外を回答した方にお伺いします。直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。【各項目単一回答】

N=95社

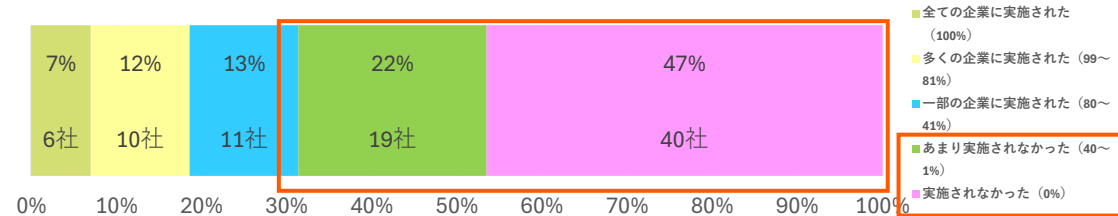
#### 【発注側】

設問27. ③量産終了後の型の保管費用の支払い N = 73社

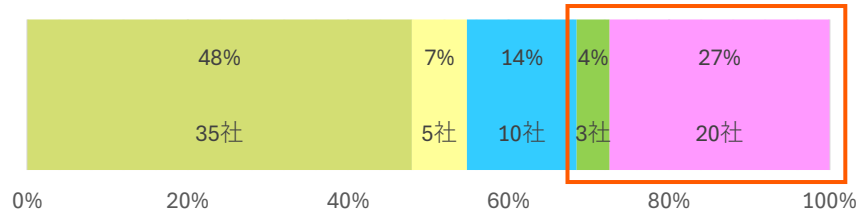


#### 【受注側】（全段連追加設問）

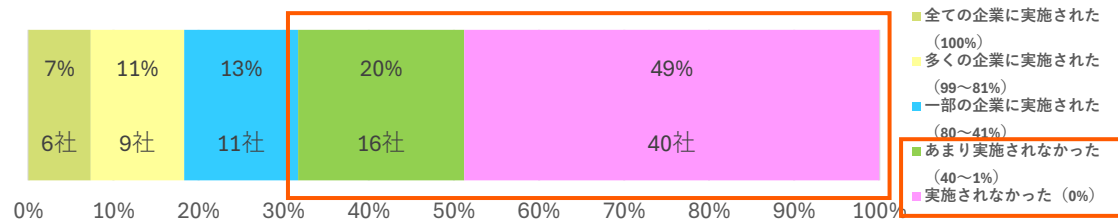
追加設問. 量産終了後の型の保管費用の支払い N = 86社



設問28. ④不要な型の廃棄費用の支払い N = 73社



追加設問. 不要な型の廃棄費用の支払い N = 82社



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑥型取引

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 段ボールセミナー（毎年開催）を活用し、FU調査結果の報告、法令の周知を行う。
- ・ 全段連理事会でFU調査結果を報告し、経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 地区段工の理事会でFU調査結果を報告し、全段連理事会メンバー以外の全ての経営者層に現状認識、法令遵守の徹底を図る。
- ・ 全段連名で組合員企業向けの周知文書を発行し、担当者レベルでの現状認識、法令遵守を図る。
- ・ 全段連の会員用ホームページに調査結果を掲載し、現状認識を促す。
- ・ 地区段工の理事長発信文書（年頭所感など）に取適法遵守の文言を入れる。
- ・ 定期的に法令に関するアンケート、型取引に関するアンケートを実施し、結果とともに問題点を周知して改善を促す。

### 3. 取引適正化に向けた今後の取組

#### パートナーシップ構築宣言変取組状況

##### 【取組状況】

- ・組合員企業数 : 129社
- ・宣言企業数 : 66社
- ・組合員企業に占める宣言企業の割合 : 51.2%

##### 【今後の取組】

今後、宣言企業数を増加させていくために宣言企業数の管理をして、各段ボール工業組合の理事会での働きかけを行う。

### 3. 取引適正化に向けた取組（普及活動等）

◆ 理事会において、フォローアップ調査結果の中政審での発表内容を検討し決定	(令和6年12月)
◆ 中小企業政策審議会 第19回取引問題小委員会内容報告及び資料の配布	(令和7年3月)
◆ 価格交渉促進月間実施の周知説明および資料配付	(令和7年3月、9月)
◆ 下請法(取適法)の改正概要の説明および資料配付	(令和7年10月)
◆ 自主行動計画の改定と徹底依頼の概要説明および資料配布	(令和7年12月)
◆ パートナーシップ構築宣言企業数を共有し、取組みを推進 ◆ パートナーシップ構築宣言ひな型変更説明および、変更ひな型の周知	(令和8年1月)

### 3. 取引適正化に向けた今後の取組 (その他)

#### 【今後の取組】

- パートナーシップ構築宣言の実施促進（随時継続）
  - 各段ボール工業組合の理事会を通じて、未だ宣言を行っていない企業に宣言を促す
- 価格交渉促進月間の周知（2月末、8月末）
  - 3月と9月の価格交渉促進月間に実施されるフォローアップ調査結果を基に段ボール業界と他業界との現在地を把握し、啓発活動を図る。
- 自主行動計画フォローアップ調査結果の周知と徹底への取組（令和8年4月）
  - 今回の調査において、下請振興法の振興基準や自主行動計画で定める内容について（社内に）徹底できていない企業があったことから、再度内容の周知を図る。